

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年2月から41年3月まで
② 昭和44年4月から45年6月まで
③ 昭和45年7月から同年10月まで
④ 昭和46年1月から50年6月まで

成人に達した後、国民年金に加入していないと60歳になったときに年金がもらえなくなると母に言われ、私も厚生年金保険が適用されていないところで働いていたので、国民年金に加入した方が良くと考え、母に加入手続きをやってもらった。結婚までは母にお金を渡して納めてもらっていたので、母がどのように納めていたのかは記憶にない。

結婚してからは、毎月数千円を義母に預けて家計を賄ってもらっており、その中から義母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。最初のころは、納税組合があつて、義母が近くの寺まで税金等を納めに行っていたので、国民年金保険料も一緒に納めてくれていた。次に、婦人会による集金が行われるようになって、1年ごとの当番の班長が集金に来ていた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、婚姻後は毎月数千円を義母に預けて家計を賄ってもらっており、義母はその中から申立人の国民年金保険料を納付していたと供述しているところ、昭和42年6月の婚姻から当該期間直前の44年3月までの期間の国民年金保険料はすべて納付されている上、当該期間の最終月である45年6月からは、申立人の義母の国民年金保険料が定額納付されていることから、この間となる当該期間についても、申立人の義母が、納税組合

若しくは婦人会を通じて申立人の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 9 月ごろに払い出されており、この時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親がさかのぼって保険料を納付したとの供述もないことから、申立人の母親は、国民年金への加入手続を行い、現年度保険料となる 41 年 4 月分からの保険料を納付していたものと推認される。

また、申立期間③及び④については、A 県 B 市の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和 45 年 7 月 4 日に「厚生年金保険への加入により喪失」と記載されており、申立人が 50 年 7 月に国民年金に任意再加入するまで当該期間は国民年金の未加入期間とされていることが確認できることから、申立人の義母は、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親及び義母が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月及び同年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月
② 昭和 36 年 8 月から同年 12 月まで

私は、昭和 36 年 * 月 * 日に夫を亡くし、直後の 4 月か 5 月に、当時、A 市 B にあった役所で国民年金の手続を行った。「法免」と書かれた赤茶色の手帳を持っていたが、紛失して現在では納付していたことを証明するものは何もないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 2 月に払い出されており、特殊台帳では、母子福祉年金の受給権者であることを理由に同年 1 月から法定免除とされているが、申立人の母子福祉年金の受給権は、申立人の夫が死亡した 36 年 * 月に発生しており、法定免除の適用は同年 4 月からとなることは明らかである。

なお、申立期間の国民年金保険料の納付については、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が昭和 36 年 * 月 * 日に夫を亡くし、その直後に行ったとする手続は、母子福祉年金の手続であったと推認されることなどから認めるまでには至らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年11月24日から19年9月10日までの期間において船員保険の被保険者であったと認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年9月10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和18年11月24日から19年12月31日まで

昭和18年6月にA社が所有するC丸に機関員として乗り組んで、19年*月*日に戦争により沈没するまでの期間において輸送の業務等に従事しており、沈没後の期間についても社命による乗船待機期間として、同社との雇用関係は継続していた。

昭和18年6月5日から同年11月24日までの期間については、船員保険の被保険者記録が確認できるが、申立期間における船員保険の被保険者記録が確認できないのは納得できないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国の所管局が保管する「軍属船員本籍地別名簿」により、申立人が昭和18年6月5日に申立人が記憶する乗船地でA社が所有するC丸に乗り組んだことが確認できるところ、C丸が戦争により、沈没したという申立人の供述は詳細かつ具体的である上、「戦時加算該当船舶名簿」により、C丸は、申立人の供述どおり、16年12月8日から19年*月*日に沈没するまでの期間については、戦時加算の対象期間であることが確認できる。

また、申立人は、A社に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できる複数の同僚の名前を記憶しているほか、申立人と同様にC丸が沈没するまでの期間に同船に乗り組んでいたとする、上記複数の同僚とは別の同僚は、「C丸には昭和17年から乗り組んでおり、沈没する

までの期間において、申立人と同姓の機関員がいたことを記憶しており、それが申立人だと思う。」と供述している上、申立人は、「乗船して最初の数か月は南方航路を回っていたが、途中戦火が激しくなり、北方航路に移った。」と供述しているところ、上記複数の同僚もC丸の船舶行動について、申立人と同様の供述をしていることから判断すると、申立人は昭和18年6月5日から19年*月*日までの期間において、C丸に乗り組んでいたと認められる。

さらに、被保険者名簿により、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は昭和18年6月5日であることが確認できるが、同資格の喪失日欄は空白となっていることが確認できるところ、i) 被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる180人のうち、94人についても、申立人と同様、船員保険被保険者資格の喪失日の記録が確認できないこと、ii) 申立人及び同僚が「C丸には少なくとも常時約60人の船員が乗り組んでいた。」と供述しているところ、被保険者名簿又はオンライン記録によりC丸が沈没したとする19年*月*日時点で同船舶に係る船員保険の被保険者記録が確認できるのはわずか4人であること、iii) 上記180人のうち、133人の者についてはオンライン記録により、同船に係る船員保険の被保険者記録を確認することができず、抽出調査した20人の同僚の中には、オンライン記録が確認できるにもかかわらず、船員保険被保険者台帳（旧台帳）及び被保険者名簿により、船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録が確認できない者が二人、船員保険被保険者台帳における資格喪失日と船員保険被保険者名簿における資格喪失日が相違している者が一人確認できること等から判断すると、C丸に係る船員保険の被保険者記録が適切に管理されていなかったことがうかがえる。

加えて、船員保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和18年11月24日にC丸に係る船員保険被保険者資格を喪失した旨の記録が確認できるが、申立人が20年1月19日に乗り組んだ別の船舶に係る船員保険被保険者資格の取得日の記載内容から判断すると、当該記録は同年1月19日以降に記録されたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和18年11月24日からC丸が沈没した翌日の19年*月*日までの期間においては船員保険の被保険者であったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年9月10日から同年12月31日までの期間について、申立人は、「乗船待機を命じられていた。」と供述しているが、20年4月1日に船員保険法（昭和14年法律第73号）第17条の規定が改正される前は、「船舶ニ乗組ムモノハ船員保険ノ被保険者トス」と規定されており、実際に船舶に乗り組んでいない船員については、船員保険の被保険者とはな

らない上、同僚のうち二人についても、被保険者名簿において、当該二人の同僚がC丸を下船したと記憶している時期において、船員保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、B社は、「当時、C丸はD会が管理していた船舶であり、同船に係る記録は保管されていない。」と回答し、上記複数の同僚に照会しても有力な供述は得られず、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円。当時は、標準給与額）に基づくA共済組合員としての掛金をB団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、B団体が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく掛金（訂正前の標準報酬月額に基づく掛金を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」により標準報酬月額を確認したところ、C協同組合（現在は、D協同組合）に勤務していた申立期間における標準報酬月額が、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されていることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

D協同組合が保管する、昭和 61 年 12 月 19 日作成の「年末調整・個人別集計表」から確認できる同年 1 月から同年 12 月までの期間の社会保険料控除額から、当該期間当時の保険料率に基づき、健康保険料及び雇用保険料並びに控除された掛金を検証したところ、同年 10 月から同年 12 月までの期間の掛金控除額に見合う標準報酬月額は 17 万円であることが確認できるとともに、当該集計表により給与支給額に見合う標準報酬月額は、同年 10 月が 19 万円、

同年11月及び同年12月が20万円であることが確認できる。

したがって、申立期間のうち昭和61年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、社会保険料控除額において確認できる掛金控除額から、17万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和62年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立期間の前後期間における申立人に係る社会保険料控除額に、極端な相違は無いことなどから判断すると、同年1月から同年9月までの掛金控除額については、61年10月から同年12月までの期間の掛金と同じ金額が控除されていたと推認でき、17万円とすることが妥当である。

なお、B団体が申立人の申立期間に係る掛金を納付する義務を履行したか否かについては、B団体は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、B団体が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出をA共済組合に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

A社で勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が14万2,000円と記録されており、実際に支給されていた給与支給額に見合うものとなっていないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料明細書及びA社が経理業務全般を委託しているとする税理士事務所が保管する給料一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の税理士事務所は、当時、新しい経理ソフトを導入したばかりであり、その使用方法を熟知していなかったことから、当該給料明細書及び給料一覧表において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出たことと認められており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

A社で勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が15万円と記録されており、実際に支給されていた給与支給額に見合うものとなっていないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が経理業務全般を委託しているとする税理士事務所が保管する給料一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の税理士事務所は、当時、新しい経理ソフトを導入したばかりであり、その使用方法を熟知していなかったことから、当該給料一覧表において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 56 年 11 月まで
② 平成 6 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間①はA社において、及び申立期間②はB社において、いずれも営業担当兼取締役として勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違した記録となっているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録において、当初、B社における申立人の当該期間の標準報酬月額を申立人が主張する32万円と記録していたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年1月23日）の後の平成8年2月9日付けで、申立人を含む取締役等3人の標準報酬月額が6年1月1日にさかのぼって訂正されており、申立人の当該期間における標準報酬月額は20万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によれば、申立人は昭和53年3月1日に取締役に就任していることが確認できるものの、オンライン記録により申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員は、「申立人は専務取締役に就いていたが営業担当業務に従事し、職務権限としてはほぼ一般の従業員と同じ扱いのようであった。」、「会社は、事業主と総務責任者の二人で切り盛りしていた。」と供述している上、当時の事業主は、「私は現場の指揮をとっていたので、社会保険事務手続に関しては、総務責任者で

あった者に任せていた。」と回答しているとともに、当時総務責任者であったとする者は、自身が社会保険事務を担当していた旨を供述していることから判断すると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているものの、当該期間の標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、当該被保険者原票において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な形跡は認められない。

また、当時の事業主は、「当時の社会保険関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。申立人には、給与とは別に私個人のポケットマネーから月に十万円前後を支給していた。当該ポケットマネーは給与ではなく、当然、社会保険事務所には届けていない金額である。」と回答している上、前述の被保険者原票において、申立人及び同僚の標準報酬月額は、ほぼ同様に推移しており、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から同年6月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社に出向した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。両事業所において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C厚生年金基金（現在は、D企業年金基金）の加入員記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（平成9年6月1日に出向元であるA社から出向先であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成9年4月のA社に係るオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出について誤った日付で届出を行ったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和31年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月15日から同年10月8日まで

昭和25年4月1日にD社E事業所に入社し、同社E事業所での雇員期間を経て、29年10月1日にA社F事業所に正社員として配属となり、その後県外の同社C事業所に転勤した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和31年9月15日にA社F事業所で被保険者資格を喪失し、同年10月8日に同社C事業所で被保険者資格を取得したこととなっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

転勤はしたものの勤務は継続しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同じ部署に在籍していたと供述している同僚二人（うち一人は、A社F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間後において、申立人と同様の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。）の供述及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録などから判断すると、申立期間当時、申立人がA社に継続して勤務し（昭和31年9月15日にA社F事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る昭和31年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「当時の資料が無く、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成4年7月1日、同喪失日は5年4月12日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から5年5月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社で勤務した平成4年7月1日から5年5月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得たが、当時、私には、私の妻と3人の子がおり、社会保険に加入していない事業所に勤務することは無かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、A社において平成4年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが当初記録されていたにもかかわらず、5年4月12日に、当該記録をさかのぼって取り消す処理が行われており、同日に、同社を4年7月1日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所に該当しないこととする処理も同時に行われていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同様にA社において平成4年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが当初記録されていた二人についても、申立人と同様に5年4月12日に当該記録をさかのぼって取り消す処理が行われていることが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった4年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる5人のうちの3人については、申立人等に係る前述の処理日

と同日の5年4月12日に、同資格を4年6月30日にさかのぼって喪失させる処理が行われ、当該3人のうち、二人については同年10月1日付けの標準報酬月額の時決定の記録が、一人については同年8月1日付けの標準報酬月額の随時改定の記録が同時に取消処理されていることが確認できる。

さらに、申立人は、前述のとおり、オンライン記録によれば、A社において平成4年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが記録され、申立人は同年7月、同年8月及び同年12月の給与明細書を保管している上、同僚の一人が申立人が申立期間においても継続して勤務していた旨供述していることなどから判断すると、当該被保険者記録がさかのぼって取消処理された5年4月12日までの期間について、申立人が同社において勤務していたものと認められるとともに、同日において同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月1日の厚生年金保険被保険者の資格取得をさかのぼって取り消す旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理は有効なものと認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、取消処理される前の同年7月1日、同喪失日は、当該取消処理が行われた5年4月12日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該期間に係る取消処理が行われる前に、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録により、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、平成5年4月12日から同年5月1日までの期間については、A社は、オンライン記録において、同年4月12日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理が行われ、同年5月1日に再度厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認でき、同社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが認められない。

また、同僚から、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 23 年 2 月 3 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 1 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 8 月 12 日から 25 年 12 月ごろまで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

申立期間は、A 社（現在は、B 社）に勤務しており、在職中に、私が、同事業所の厚生年金保険の適用事業所に該当する手続きを行うとともに、私と同僚 4 人に係る厚生年金保険被保険者取得の手続きを行い、健康保険料及び厚生年金保険料を給与から控除していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、A 社への入社の際及び従事していた職務内容等についての供述は、詳細かつ具体的である上、申立人が名前を挙げた複数の同僚が、「申立人は、申立期間当時、A 社に勤務しており、事務職として業務に従事していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が、自身と一緒に厚生年金保険に加入したとする同僚のうち一人が、昭和 23 年 2 月 3 日に申立事業所において厚生年金保険被保険者記号番号が払い出され、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していること、及び申立人が記憶する同僚の一人が、「私は昭和 23 年 4 月に結婚したが、その時には申立人は既に在籍していた。」と供述していることなどから判断すると、

申立人も、同日に申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得したものと推認できる。

さらに、申立人は、「A社を退職して次の事業所に就職するまでの期間はそれほど長くはなかった。申立事業所には、昭和25年12月ごろまでの期間において勤務した。」と供述していることなどから判断すると、申立人は少なくとも昭和25年12月までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できないものの、同被保険者名簿は、当該事業所を管轄していた社会保険事務所の火災により焼失しており、社会保険事務局（当時）によると、「現存する被保険者名簿は、焼失時において厚生年金保険の被保険者であった者については被保険者記録の照合等により復元し、既に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた者については厚生年金保険の適用事業所の協力により、可能な限り復元を行った。」としているが、この復元された申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「復元名簿」という。）は、健康保険の整理番号に多数の欠番が認められるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に名前、生年月日及び所属事業所が記載されている被保険者のうち復元名簿に記載されていない者がいることなどから判断すると、当該復元名簿が完全に復元されているとは言い難い状況がうかがえる。

また、前述の払出簿について、社会保険事務局は、「厚生年金保険被保険者記号番号払出簿は、別途保管していたため、焼失を免れた。」と回答しているところ、当該払出簿には、多数の欠落部分が散見される。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、当該被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年2月3日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、昭和23年2月3日から26年1月1日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録

に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 8 月 12 日から 23 年 2 月 2 日までの期間については、前述のとおり、申立人と一緒に加入したとされる同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 2 月 3 日であったと推認されることなどから判断すると、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（28 万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社（現在は、B社）C工場における標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 8 月 1 日まで
年金事務所の記録では、申立期間における標準報酬月額は 20 万円となっているが、A社C工場における給与明細書等から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は 28 万円であるはずなので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る給与明細書及びA社が申立人に交付している「被保険者標準報酬月額および等級決定通知書」から判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額が 28 万円であることが確認できる。

また、D社会保険事務局（当時）から、厚生年金基金に加入している事業所の申立期間当時における社会保険関係の届出書類は複写式であったとの回答が得られているところ、E年金基金が保管している昭和 60 年 10 月の標準報酬月額算定基礎届により、申立人の同年 10 月の標準報酬月額が 28 万円として届け出られていることが確認できる。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における標準報酬月額が不明瞭であり、「280」又は「200」（いずれも単位千円）のどちらにも読み取れるような表記となっていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（28 万円）に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事務所（現在は、B事務所）における資格取得日に係る記録を昭和52年9月16日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日、及び資格取得日に係る記録を53年10月1日、資格喪失日に係る記録を54年4月1日とし、申立期間における標準報酬月額を、52年9月から同年11月までは11万円、53年10月から54年3月までは11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年9月16日から同年12月1日まで
② 昭和53年10月1日から54年4月1日まで

申立期間①については、C県D町立（現在は、C県E市立）F小学校に、申立期間②については、C県G町立（現在は、C県H町立）I小学校に臨時的任用教員として雇用され、勤務していた。C県教育委員会から「臨時的任用教員については、昭和51年からJ共済組合ではなく厚生年金保険に加入するようになっている。」との回答を受けたので、申立期間は、厚生年金保険の被保険者であることは確かである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C県教育庁が管轄するB事務所の提出した臨時的任用教員の採用発令通知により、申立人が、申立期間①についてはC県D町立F小学校に、申立期間②については、C県G町立I小学校に雇用期間が2か月以上の臨時的任用教員として勤務していたことが確認できる。

また、採用発令通知により、申立期間①当時、C県D町立F小学校に申立人と同じ臨時的任用教員として勤務していたことが確認できる同僚については、

A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、昭和52年6月11日付けのC県教育庁通知により、申立期間当時の厚生年金保険の適用事業所であったA事務所、及び当時、臨時的任用教員の給与事務を行っていたとするC県教育庁担当課は、いずれも、「昭和51年7月1日以降に任用の臨時的任用教員については、雇用期間が2か月以上であれば厚生年金保険料を給与から控除されているはずである。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B事務所が提出した採用発令通知において確認できる申立人の給与に係る記載事項及び昭和52年4月1日及び53年4月1日の給料表から、52年9月から同年11月までは11万円、53年10月から54年3月までは11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付しているはずであると回答しているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人に係る記録が失われたとは考え難い上、社会保険事務所（当時）が被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年9月から同年11月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、A社C事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和63年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月29日から同年3月1日まで

私は、昭和40年4月にA社に入社し、平成13年4月に定年退職するまでの期間において、継続して同社に勤務した。

申立期間については、昭和63年の「賃金台帳・源泉徴収簿」において、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び昭和63年の「賃金台帳・源泉徴収簿」、並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和63年3月1日にA社B支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所が提出した昭和63年の「賃金台帳・源泉徴収簿」によると、申立事業所においては翌月控除方式により厚生年金保険料の控除が行われていることが確認できるところ、申立人の「賃金台帳・源泉徴収簿」による同年3月の保険料控除額、及び同年1月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、昭和63年2月29日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行った

ことが確認できるとともに、事業主は資格喪失日を同年3月1日とすべきところ、同年2月29日と誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は同年2月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2101

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から46年12月まで

私は、申立期間当時学生であったが、将来のために母が代わって国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も母が納付してくれた。

当時の保険料額については定かではないが、納付書に現金を添えて役所の窓口で数回に分けて納付していたと思う。

申立期間について、母が国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、申立期間当時大学生であったため、申立期間は国民年金の任意加入期間となることから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人の母親は、国民年金保険料をさかのぼって納付することもできなかったものと考えられる。

また、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する納付方式であり申立人の供述内容と符合しない上、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付していたとする申立人の母親の記憶も定かではなく、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になる月に義父が国民年金の加入手続を行い、義父から年金は払わないといけないと厳しく言われてきたので、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間のうち、A町（現在は、B市）在住の時には私か義母が納付しているはずであり、C市に転居してからは私が郵便局で納付していた。昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者の制度ができて、今後は自分で保険料を納付せずに済むことを夫婦で喜んだ記憶がある。

数回の転居で一部の領収証は紛失してしまったが、申立期間は、専業主婦だったので他の制度に加入するはずがなく、自分では国民年金被保険者の資格喪失手続もしていないのに、昭和 57 年 7 月から資格喪失とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿では、昭和 57 年 7 月 1 日に国民年金任意加入被保険者の資格喪失申出書が受理された事跡がうかがえる上、C市D区の国民年金被保険者名簿においても、申立人が国民年金任意加入被保険者資格を同日に喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得した記録が確認でき、この間に申立人が国民年金任意加入被保険者資格を取得した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、A町及びC市D区の国民年金被保険者名簿には、昭和 58 年 1 月のA町からC市D区への住所変更の記録が無い上、C市の国民年金保険料収滞納一覧表では、申立人が 61 年 4 月に第 3 号被保険者資格を取得するまで申立人の

名前が確認できないことから、C市に転入した58年1月から61年3月までの期間において、国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、申立人又はその義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 10 月に店を開業し、60 年 6 月に結婚した。申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納付書により金融機関において納付していたが、妻の当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、私の保険料のみが未納となっている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された所得税の確定申告書写しのうち、昭和 62 年分、平成元年分及び 2 年分の同申告書写しの社会保険料控除欄には、国民年金保険料として、一人分の年間保険料額に相当する金額が記載されていること、並びに 3 年分の同申告書写しの社会保険料控除欄には、国民年金保険料額が記載され、欄外に「未納分支払」と手書きされているところ、この保険料額は、夫婦二人の平成 3 年分の年間保険料額及び申立人の平成 2 年 4 月から同年 12 月までの保険料額と合致していることから、申立期間については、申立人の妻の保険料のみが納付されていたものと考えるのが自然である。

また、A 市が保管する申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金保険料は、平成 3 年 4 月から口座振替されているのに対し、申立人の妻の保険料は、婚姻前の昭和 57 年 6 月から口座振替されている上、夫婦の引落口座となっている B 銀行 C 支店の普通預金取引明細書では、平成元年 6 月から 3 年 3 月までの間は、一人分に相当する保険料が毎月引き落とされていることが確認できることから、申立期間について、申立人及びその妻二人分の保険料を納付書によって金融機関で納付していたとする申立人の供述内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から47年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、母が、A県B町において姉の分と一緒に納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月にC市で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び特例納付によって納付することは可能であるが、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿には申立期間の保険料がさかのぼって納付された形跡は無く、申立人の母親及び姉についても申立期間の保険料が過年度納付及び特例納付された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間についてA県B町で申立人の母親及び姉と同居していたとしているところ、同町が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人の母親及び姉の同名簿は存在し、両人に係る国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できるものの、申立人については同名簿が作成された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年10月までの期間及び同年12月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年7月から47年10月まで
② 昭和47年12月から50年6月まで

私は、昭和45年10月にA市国民年金担当課においてアルバイトを始め、その際、国民年金の加入手続をした。46年6月までは国民年金手帳に現金を添えて納付し、その後は、同市役所で納付書を発行してもらい、同市国民年金担当課の窓口で納付していた。

国民年金手帳の昭和47年度から49年度までの国民年金印紙検認記録欄の上部分が切取られているので、国民年金保険料は納付していることになるとはならないか。

なお、昭和47年11月に厚生年金保険被保険者となったが、1か月後の同年12月に再び国民年金被保険者になったことから、A市B区役所で国民年金の再加入手続を行ったことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の昭和47年度から49年度までの国民年金印紙検認記録欄の上部分が切り取られていることを根拠に国民年金保険料は納付済みであると供述しているが、当該部分の切取りについてA市では、国民年金手帳記号番号を容易に確認するために便宜的に行われていたものとしており、国民年金保険料の納付とは関係が無いものと考えられる。

また、A市では、昭和49年4月から国民年金保険料の納付方法が国民年金手帳への印紙検認方式から納付書方式へ全面移行しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、46年4月から同年6月までの国民年金印紙検認記

録欄には検認印が押されているものの、同年7月から49年3月までの期間については検認印が押されていないことから、当該期間については現年度納付が行われていないことが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿に過年度納付書が発行されたと考えられる記載が見られるため、申立人が同市において発行してもらったとする納付書は過年度納付書と推認されるが、同市国民年金担当課では、過年度保険料の収納は窓口では行っていなかったとしており、当該期間の保険料を同課窓口で納付したとする申立人の供述内容と符合しない。

さらに、申立人は、昭和47年12月に国民年金の再加入手続をしたと供述しているものの、同年11月の厚生年金保険被保険者期間は、58年11月29日にさかのぼって追加された記録であることから、申立人が47年12月に国民年金の再加入手続を行っていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月に国民年金制度が発足するとのことで、同年 2 月ごろ、居住していた A 市 B 区（現在は、A 市 C 区）の D 公民館に、市の職員が来て国民年金の加入を勧めたので自主的に加入した。

その時に交付を受けた国民年金手帳には、初めて国民年金に加入した日が昭和 36 年 4 月 1 日と記載されているので、当然、国民年金保険料を納付していると思っていたところ、「ねんきん特別便」では、国民年金に加入した日が 38 年 5 月 28 日に変更になっていた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたのは間違いないので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 2 月に夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の夫についても国民年金の加入期間である 38 年 5 月から 41 年 3 月までの保険料が未納である。

また、申立人の初めて国民年金に加入した日が昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月に変更になった理由については、厚生年金保険被保険者の配偶者は原則として国民年金の任意加入者となるが、申立人の場合、平成 7 年 8 月に申立人の夫の厚生年金保険の被保険者期間が確認されたため、同期間と重なる申立人の 36 年 4 月から 38 年 4 月までの期間が、国民年金の強制加入期間から任意未加入期間に訂正されたものであり、行政側の事務手続に特段の問題は見られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 4 月まで

私は、昭和 57 年 1 月に、A 社を退社し、次の仕事が見つかるまでは自分で国民年金保険料を納付しなければならないことは知っていたので、国民年金の加入手続と失業保険の手続を行った。

私の母は性格的にきちんとした人で、いつも「国民年金保険料は忘れてないで納付するように。」と言ってくれていたので、母に迷惑をかけないように、自分で国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってきた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 9 月に払い出されたものと推認され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録、特殊台帳及び B 町（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は、57 年 1 月 20 日に A 社を退職後、58 年 5 月 1 日に D 社に就職するまでの間に、国民年金の加入手続を行った事跡は見当たらないことなどから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間以外にも国民年金の未加入期間や未納期間が散見され、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていなかったことがうかがわれる上、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付状況等についての申立人の記憶は定かではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 47 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 47 年 1 月まで

私は、A 町（現在は、B 市）の臨時職員になった昭和 42 年に国民年金に加入し、それまで未納だった国民年金保険料を納付した。その後、一般企業に就職した昭和 47 年 2 月か 3 月ごろ、B 市役所から国民年金保険料の督促か未納の通知が来たので、保険料を B 市 C か同市 D にあった市役所の出張所の年金係に現金で納付したことを憶えている。

現在、その時の領収書は保管していないが、当時、確かに保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びオンライン記録では、申立人は、昭和 45 年 4 月 23 日に国民年金から厚生年金保険への切替により国民年金被保険者資格を喪失した後、同資格を 51 年 10 月 10 日に再取得していることが確認でき、この間に申立人が同資格を取得した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、申立人に国民年金保険料の納付書が送付されることは無く、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）が無い上、申立人は、保険料額等についての記憶が定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和53年1月から57年3月までの期間及び61年4月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年6月から52年12月まで
② 昭和53年1月から57年3月まで
③ 昭和61年4月から62年9月まで

申立期間①については、母から国民年金の保険料を納付するように言われていたが、当時は経済的に余裕がなく、母が私の国民年金保険料を納付していたことを記憶している。当時、A市B区C町にあった同区役所出張所に勤務していたと思われる女性が自宅に国民年金保険料の集金に来ていたので、申立期間①の保険料を納付していないということは考えられない。

また、申立期間②及び③は、当時、区役所に行き自分で国民年金保険料の免除申請手続きをしたと記憶しているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年11月ごろ、A市D区において申立人及びその元妻と連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は時効のため国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間①における保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点

では、昭和 56 年 9 月以前の免除申請は制度上さかのぼって申請することができない上、オンライン記録、A 市が保管する申立人及びその元妻の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人及びその元妻の最初の申請免除期間は、57 年 4 月から 58 年 3 月までとされていることが確認できる。

さらに、申立期間③については、申立人は、昭和 61 年 3 月に A 市 D 区から同市 E 区に転居しているが、同市 D 区の国民年金被保険者名簿では、当該期間当時、申立人及びその元妻の住所は不在とされていることから、当該期間については、申立人は免除申請をすることができなかつたものと考えられる。

加えて、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）並びに申立期間②及び③の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付及び免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から48年3月まで

私は、申立期間については、国民年金保険料を納付できる経済状況だったので、A区役所の通知に基づいて、国民年金保険料を納付していた。

毎月の保険料は数千円だったと思う。A区役所のB出張所に行き、国民年金保険料を係の人に現金で納付し、紙に領収印を押してもらっていた。領収書は昭和60年ごろまで保管していたが、引っ越しの時に処分した。

国民年金保険料の納付義務に対する意識は強かったのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和49年2月ごろに払い出されていることが確認され、それ以前に別の年金手帳が発行されたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付及び特例納付によって納付することは可能であるが、申立人のオンライン記録及び特殊台帳には、申立期間の保険料がさかのぼって納付された形跡は見当たらず、申立人から過年度納付及び特例納付を行ったとの供述も得られない。

また、過年度保険料及び特例納付保険料は、区役所の窓口では納付できないにもかかわらず、申立人は国民年金保険料をA区役所のB出張所窓口で現金で納付していたと主張していること、及び申立人が納付していたとする毎月の保険料額は申立期間当時の保険料額と大きく乖離かいはりしていることなどから、当該期間の保険料が過年度納付及び特例納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2111 (事案 496 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 58 年 12 月までの期間及び平成元年 9 月から 2 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月から 58 年 12 月まで
② 平成元年 9 月から 2 年 1 月まで

申立期間①については、勤務先の店主の妻が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行い、昭和 54 年 12 月*日に結婚した後は、私の元妻が国民年金手帳の管理や保険料の納付を引き継いだと聞いている。申立期間②については、私が国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を求めたところ、年金記録の訂正は認められないとの通知を受け取ったが、当該通知に納得できない。

今回、再申立てを行うに当たって、新たな証拠資料等はないが、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるので、申立内容を再度調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする勤務先の店主の妻は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明であること、また、申立期間②に係る申立てについては、当該期間直後の平成 2 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料が 4 年 3 月に過年度納付されていることが確認できることから、申立人

は、当該納付を行った時点において、過年度納付が最大限可能な時期までさかのぼって納付したものと考えられ、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であったために未納のままとされたものとするのが合理的であることなどとして、既に当委員会の決定に基づき 20 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで

申立期間前の期間において勤務した事業所を昭和41年11月に退職し、大学の紹介で、退職直後にA社に勤務したにもかかわらず、申立期間について、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。

申立期間において勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人のA社における被保険者資格の取得日は昭和44年2月1日であることが確認できること、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事業主の回答から判断すると、期間は特定できないものの、少なくとも申立期間の一部において、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、被保険者名簿において、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の同僚のうち回答があった者から、勤務を開始したとする時期が一致していない旨の供述が得られたことなどから判断すると、当時、当該事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、上記の事業主は、「A社においては、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかった。」と回答している上、申立人はA社には約10人の従業員が勤務していたと供述しているところ、申立期間のうち昭和42年8月以降の期間について、被保険者名簿で確認できる厚生年金保険の被保険者数は約3人であることから判断すると、当時、当該事業所では、従業員につい

て必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情もうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和44年7月1日であることが確認でき、当該記録は被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで
A 高等学校（現在は、B 高等学校）の推薦で、C 社 D 支店に入社し、社員寮に約 2 年間入居し技能職として勤務した。
厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 高等学校に照会したところ、同校は、「卒業生台帳から、申立人が昭和 56 年 3 月に卒業し、C 社 D 支店に学校推薦で就職したことが確認できる。」と供述していること、申立人が名前を挙げた同一職種の複数の同僚及び C 社 D 支店の元部長は、申立人が同社 D 支店で勤務していたと供述していること、並びに申立期間のうちの 56 年 4 月 1 日から 58 年 2 月 12 日までの期間において、申立事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録を確認できることから判断すると、申立人が申立期間のうち、少なくとも 56 年 4 月 1 日から 58 年 2 月 12 日までの期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時、C 社において社会保険事務を担当していたとする者は、「当時、技能職は雇用保険、健康保険（E 健康保険組合）に加入させていたが、厚生年金保険は主任級以上の者のみを加入させた。」と供述している上、同社 D 支店の元主任も、「厚生年金保険には主任級以上の者しか加入させてもらえなかった。したがって、高等学校卒業直後の申立人は厚生年金保険に加入していないはずである。」と供述している。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に申立人及び申立人が記憶する複数の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、申立期間の健康保険番号には欠番が無いことから、申立人の記録

が欠落したものとは考え難い。

さらに、B高等学校は、「学校推薦の選定基準に社会保険の有無は入っていない。当時の求人票を保管していないので、就職先の厚生年金保険の取扱いを確認することもできない。」と供述している。

加えて、C社の現在の経理事務担当者は、「当初から、厚生年金保険に加入していない従業員の給与からは、厚生年金保険料を控除していない。」と供述している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間中に、A社B本社から同社C営業所に異動したが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる複数の同僚、及びA社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、昭和 36 年 7 月 1 日前の期間においても申立事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿により、申立人と同日の昭和 36 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 36 年 7 月 1 日になっているが、私は同日より前からA社で勤務していた。厚生年金保険に加入する時に会社から『厚生年金保険の加入が義務付けられたので加入するように。』との説明があり、ほとんどの従業員がその時点で厚生年金保険に加入したと思う。」、「私は昭和 36 年 7 月 1 日より前にA社に入社した。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記号番号は、上記被保険者資格を取得した日

の約5か月後である昭和36年11月26日に払い出されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び当時の総務責任者とされる取締役はいずれも死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 ごろから同年 9 月 ごろまで
申立期間においてA社B支店に勤務していたのに、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社で勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 57 年 9 月 11 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 28 日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人は、「A社に勤務していた時期は申立期間当時であり、昭和 57 年当時は同社に勤務していない。」と供述しているものの、雇用保険の被保険者記録によれば、同年 10 月 1 日から同年 10 月 27 日までの期間において申立人の申立事業所に係る被保険者記録を確認することができる。

一方、法人登記簿によれば、申立事業所は、昭和 48 年 3 月 5 日にC社が商号を変更したものであり、申立期間当時、A社という名称の事業所が申立人の供述する所在地に存在していたことを確認することができない。

また、前述の被保険者名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 55 年 6 月 1 日であり、同社の前身であるC社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録を、申立人が供述する所在地を管轄する社会保険事務所（当時）において確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年ごろから 42 年ごろまでのうち 18 か月間
昭和 40 年ごろ、A社B支社において船員として採用されて、C国に渡航し、D社においてE延縄漁業^{はえなわ}に約 1 年半の期間について従事していたが、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。

A社に採用され、漁業に従事していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から派遣され、「F」、「G」及び「H丸」の各船に乗り組み、E延縄漁業^{はえなわ}に従事していたと申し立てているものの、A社が保管する社内記録、申立人が所持しているパスポート及びビザ（申立人はC国の船員手帳として提出）の記載内容、並びに申立人の勤務場所及び勤務内容等に係る具体的な供述内容から判断すると、申立人はA社に雇用されていたのではなく、当時C国にA社が一部出資して設立された現地の合弁企業であるD社に雇用されていたことがうかがえる。

しかしながら、国の所管省が作成した「日本船名録」によれば、「F」及び「G」の両船舶は日本国の船舶としての記録が確認できず、「H丸」は、昭和 37 年版の「日本船名録」にはI社（現在は、J社）が所有する船舶として船名の掲載が確認できるものの、39 年以降の「日本船名録」には記載が確認できないこと、及びJ社では、「H丸はI社所有の船舶であったが、昭和 37 年又は 38 年ごろにC国船籍の船舶となっている。同年 3 月の当社の定時株主総会の事業報告の船舶保有状況リストにH丸は記載されていない。」と回答しており、申立人が乗船していたとする各船舶は、いずれも申立期間当時、日本船籍の船舶ではなかったものと考えられること、申立人は、自身が所持する船員

手帳には申立期間における雇入れ記録は記載されていないと供述していること等から判断すると、申立人は、申立期間において船員保険法が船員保険の被保険者と規定する船員に該当していなかったと推認される。

また、A社は、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。当時、A社はE延縄漁船^{はえなわ}を所有していなかった上、外国籍の船舶の乗組員は日本国の船員保険に加入できなかった。D社については、A社から弊社の役員が出向していたが、外国籍の関連会社であった。外国籍の関連会社に雇用されていた乗組員には弊社から給与は支給していなかったし、船員保険料も当然控除していない。」と回答している上、J社は、「当社の船員台帳に申立人の船員カードは確認できない。」と回答している。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、A社がC国で漁業を行うために合弁企業を設立していた旨を供述している上、I社に係る船員保険被保険者名簿で船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、それぞれ、「申立期間当時、海外で漁業を行うために、海外の企業と合弁事業を立ち上げ、そこで乗組員を雇い、外国船籍とした漁船に乗り組ませて漁業を行う方法が取られることもあった。私が担当したK国でも合弁企業を設立し、外国船籍とした漁船に乗組員を乗り組ませていたが、乗組員について船員保険に加入させていなかった。給与は合弁企業から支払っていた。」、「A社は遠洋漁業を行うために、現地の企業と合弁会社を設立した。D社はその一つである。」と供述している。

加えて、A社及びI社に係る前述の被保険者名簿では、申立人の船員保険の被保険者記録は確認できず、両被保険者名簿において申立期間における被保険者証記号番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 26 日から 43 年 12 月 17 日まで

昭和 20 年 4 月から 23 年 10 月までの期間において、A 事業所(昭和 23 年に B 協同組合に組織変更し、その後の統合を経て平成 8 年 4 月には、C 協同組合に統合)に勤務していたのに、申立期間①について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、昭和 40 年 8 月から 44 年 7 月までの期間において、D 社 E 支店で勤務していたのに、申立期間②について厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

両事業所において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、昭和 23 年 8 月 1 日以前の期間においても申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、申立人は、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、前述の同僚のうち、一人は、昭和 23 年 8 月 1 日以前に入社し、申立人と一緒に勤務していたと供述しているものの、前述の被保険者名簿から確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と

同日の同年8月1日であることから判断すると、申立事業所では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、C協同組合では、申立期間①に係る関連資料は保管していない旨を回答している上、当時の事業主は既に死亡し、申立人が名前を挙げる当時の上司及び同僚も既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 2 申立期間②については、D社では、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は昭和43年12月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年7月13日に同資格を喪失しており、当該期間以外の期間において、申立人が、当社に勤務していたことは確認できない。」と回答しており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、一人を除き申立人を承知していないとし、申立人を承知しているとする一人も、申立人が申立事業所に在籍していた期間は憶えていないとの供述しか得られず、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができない。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録は、前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している上、雇用保険の被保険者記録とも符合していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間②のうち、昭和43年3月から同年11月までの期間において、申立人が国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 22 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 37 年 1 月 22 日から同年 3 月末までの期間において、A 社（現在は、B 社）に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する「昭和 37 年度臨時工索引別名簿」において、申立人に関して「採用年月日 昭和 37 年 2 月 12 日」、「昭和 37 年 4 月 20 日 依願退職」との記録があることが確認できることから判断すると、申立人が、A 社に臨時工として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「当時、臨時工については、社会保険に加入していなかったと思われるケースが多く見られるため、申立人についても社会保険に加入していなかったのではないかと考えられる。」と回答している上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「私は昭和 37 年 4 月からの期間において勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年 12 月 1 日になっている。」、「当時の従業員は本社員になってから厚生年金保険被保険者の資格を取得していたと思う。本社員になるまでの試用期間は 3 か月あった。」、「私は昭和 35 年 4 月 1 日に入社したが厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 12 月 1 日だったので、8 か月間は試用期間だったと思う。」と供述しているところ、前述の臨時工索引別名簿において申立人と同様に A 社の「C 寮」に居住していたことが確認できる同僚 21 人のうち、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのは 4 人であり、いずれも臨時工索

引別名簿に記載されている採用日の6か月から9か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも従業員について全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情とともに、厚生年金保険に加入させた従業員についても、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

A社B鉱業所に労務係（内勤）として勤務していた申立期間に係る労働者年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者年金保険被保険者記号番号払出簿、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及びA社B鉱業所に係る辞令から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、申立事業所において事務職員として勤務していたと供述し、申立人が所持する申立事業所に係る昭和 18 年 6 月 30 日付けの辞令には、「事務助手ヲ命シ」と記載されていることが確認できるところ、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法は、一定の業種の事業所に使用される男子肉体労働者を被保険者とし、17 年 1 月に施行された後、適用準備期間を経て同年 6 月から保険料の徴収が開始されており、また、19 年 6 月に施行された厚生年金保険法において、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される一般職員を含む労働者と定められ、事務職員は同法における被保険者の対象であることが確認できる。

さらに、申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「当時、従業員は鉱員と職員とに区分されていた。鉱員は昭和 17 年から労働者年金保険の被保険者とされたが、私たち職員は 19 年 6 月から厚生年金保険の被保険者とされた。」と供述しており、当該同僚は申立人と同日の昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人のA社B鉱業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年6月1日であることが確認できる。

また、A社では、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 1 日から 58 年 2 月 10 日まで
A 病院において勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 病院が保管する人事記録「任命内申書」及び同病院に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同時期に申立事業所に勤務していたとする同僚は、「A 病院において、常勤している者は厚生年金保険に加入することになっていたにもかかわらず、当時、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことを記憶している。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚について厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立事業所は、「申立期間当時の社会保険等に係る資料は保管されておらず、社会保険の取扱いをどのように行っていたのか不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
(C協同組合)
② 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
(D協同組合)

「ねんきん特別便」で厚生年金保険の被保険者期間について確認したところ、申立期間の被保険者記録が無いことに気付いた。当該期間に係る一時金を受領していないことについてA共済組合に確認しており、昭和 34 年 3 月にE講習所を卒業後すぐに就職したC協同組合（現在は、F協同組合）及びその後異動したD協同組合（現在は、G協同組合）に係る申立期間について、加入員記録が無いことは納得できない。

申立期間について、A共済組合員の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立期間①当時、同事業所で勤務していたと供述している同僚一人から聴取しても、申立人が申立期間①において勤務していたことが確認できる供述は得られず、F協同組合は、「C協同組合は何度も統合を繰り返して現在に至っており、当時の資料はすべて廃棄され、申立人の勤務実態及びA共済組合員資格の取得状況等の詳細は不明である。」と回答しており、申立人が申立期間①において、C協同組合に勤務していたことを推認することはできない。

また、A共済組合が保存していた申立人に係る「組合員資格取得届」及び「組合員原票」では、申立人のC協同組合における組合員資格の取得日は、申立期間①後の昭和 35 年 7 月 21 日、同喪失日は 36 年 2 月 19 日であ

ることが確認でき、申立人の申立期間①に係る組合員記録は確認できない上、申立期間②に係るG協同組合が保存していた申立人が自筆したものと認められる履歴書においても、C協同組合に就職した時期は、上記の「組合員原票」等及びオンライン記録と符合する、35年7月と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人はE講習所を卒業後すぐにC協同組合に就職したと申し立てているが、F協同組合は、「昭和39年ごろにC協同組合を統合したH協同組合では、E講習所を卒業しても、通常、1年間の見習期間と3か月間の試用期間を経験した後に正職員となっていた。申立期間は同年より前の期間であるが、H協同組合と同様の取扱いであったと思われる。」と回答しており、前述の同僚は、申立期間①当時、臨時雇用の者がいたこと及び正職員であっても試用期間があったことを供述しているところ、前述の「組合員資格取得届」、「組合員原票」及び申立人が自筆したと思われる履歴書に記載された昭和35年7月は、申立期間①の始期である34年4月1日から1年3か月後であることが確認できる。

2 申立期間②については、A共済組合が保存していた申立人に係る「組合員原票」により、申立人のD協同組合における共済組合員資格の取得日は、申立期間②後の昭和36年2月20日、同喪失日は同年5月24日であることが確認でき、申立人の申立期間②に係る組合員記録は確認できない上、G協同組合は、「職員歴の申立人の入組年月日欄（組合員となった日）は空欄となっているが、職員歴は年金登録番号順に記載されているので、申立人の前後の職員の入組年月日から、申立人が組合員となった日は、昭和36年2月18日から同年5月15日までの間であると推測される。」旨回答しており、同僚から、申立人が申立期間②において勤務していたことが確認できる供述は得られず、申立人の、申立期間②に係る勤務実態、A共済組合員の加入状況及び掛金の控除について推認することはできない。

3 申立人は申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 ごろから同年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答を得たが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が勤務していたことを記憶している同僚二人から聴取したが、申立人が勤務を開始した時期を確認できる供述は得られない上、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 46 年 10 月 1 日と記録されており、申立期間における被保険者記録は確認できないところ、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする同僚は、「申立期間当時、勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させることはなく、約 2 週間から 3 週間の試用期間があった上、数人分についてまとめて厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていたため、勤務開始時期から約 1 か月間から 2 か月間は、当該手続を行わないことも珍しくなかった。私も、記憶する入社時期より約 1 か月間遅れて厚生年金保険被保険者の資格を取得している。」と供述しており、他の同僚二人も、申立人のような中途採用者には試用期間があった旨を供述しているところ、当該同僚らについて、前述の被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期とそれぞれが供述する勤務開始時期が一致していないことから判断すると、当時、

申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、B社は、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

昭和 50 年 4 月 1 日から 56 年 8 月 19 日までの期間に A 社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の同僚のうち、申立人が A 社に継続して勤務していたことについて供述している者がいる一方、申立人の継続勤務について記憶していない者も複数存在することなどから、申立人が申立事業所に勤務していたことは認められるものの、申立期間において勤務していたことを特定することができない。

また、適用事業所名簿によれば、A 社は平成 17 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び元取締役は、「申立期間当時の関連資料を保管しておらず、厚生年金保険関係の事務手続等は事務担当者に一任していたので、申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しているところ、当時の事務担当者は既に死亡しており、前述の被保険者名簿から確認できる複数の同僚も、申立人の厚生年金保険料の控除等について記憶していないと供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人は昭和 53 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日に同資格を再度取得しているこ

とが確認でき、当該記録は雇用保険の被保険者記録と符合する上、申立期間の前後の被保険者期間の申立事業所に係る健康保険の整理番号は相違していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月から 43 年 6 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。
申立期間については、A社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の実質上の経営者と記憶する者の妻が、申立人が同社に勤務していたと供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、事業主及び申立人が記憶する同僚3人は、既に死亡しており、申立人が記憶する別の同僚一人は、申立期間当時、別の事業所に勤務していたことが確認できることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人と同様に、A社の実質上の経営者が経営していたとするB社に、申立期間前の期間において勤務し、その後申立事業所にも勤務していたと申立人が記憶する同僚3人も、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、このうちの一人は、オンライン記録により、申立期間の大部分の期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月15日から23年7月15日まで
② 昭和29年5月1日から35年2月13日まで

オンライン記録では、A社B事業所及びC社D工場における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、厚生省(当時)が脱退手当金の給付裁定のために当該脱退手当金の裁定庁に回答した日(昭和35年3月24日)が記載されており、その約6か月後の昭和35年8月9日に支給決定がなされている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人は申立事業所を退職後、昭和38年9月まで国民年金保険料を納付していない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 17 日から同年 6 月 16 日まで

A 社（現在は、B 社）C 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 48 年 5 月 17 日と記録されている。B 社が提出した辞令簿により、同年 6 月 16 日までの期間において勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した申立人に係る辞令簿及び社員名簿の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社C支店に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録の離職日は昭和 48 年 5 月 16 日となっており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と符合していることが確認できる。

また、B 社では、「申立人に係る社員名簿の記録により、申立人が昭和 48 年 6 月 16 日までの期間において勤務したことになっているものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 5 月 17 日となっている理由については分からない。当時の社会保険に係る関係資料は保存していないが、社会保険料に係る預り金勘定の管理は適正に行っていたと思われることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った後に給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いと思われる。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 3 人に聴取したところ、うち二人は、「申立人が在職中にD市役所の採用試験に合格したと聞いた記憶があり、退職後、同市役所に就職した記憶はあるが、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」、残り一人は、「当時の厚生年金保険の

加入状況については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において事業所名がA社からB社に変更されたこと、及び同僚等の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿により、A社は昭和 63 年 9 月 9 日にB社に商号変更していることが確認できること、及びオンライン記録により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、オンライン記録によれば、A社は昭和 63 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、B社の名称では厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないほか、当時の事業主にも連絡することができない。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人に聴取したところ、うち4人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間や厚生年金保険の加入状況については分からない。当時、A社の経営状況は厳しかったと記憶している。」、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚二人については申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判

断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年(月日不詳)から同年9月1日まで
② 平成16年8月から同年12月まで

A社に勤務していた申立期間①、及びB社に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録では、申立人がA社に勤務していたことを確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る記憶は無い。当時の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無い。私の場合、平成3年2月から厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、実際に入社したのは2年の秋ごろで、約3か月間の試用期間の後に厚生年金保険料が控除され厚生年金保険に加入させてもらった記憶がある。私の厚生年金保険と雇用保険の被保険者期間は一致しているので、それぞれの加入手続は同時に行われていたと思う。」、「申立人に係る記憶は無いが、当時、申立事業所では、数か月間の試用期間の後に厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入さ

せていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、C市が提出した申立人の平成16年分確定申告書の写しの「所得の内訳」欄に、B社から給与が支給されている記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の確定申告書の写しの「社会保険料控除」欄には控除額が記載されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会することができないほか、申立事業所の関連会社であったD社では、「申立事業所は当社の関連企業であったが、社会保険関係事務はそれぞれ別に行っていたので、当時の関連資料は無く、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「申立事業所では、従業員について、営業成績に応じて一定の試用期間が経過した後に厚生年金保険料を控除し厚生年金保険に加入させていた。私の場合も試用期間があった。」、「申立事業所では、従業員について、一定の試用期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていた。私の場合も試用期間があったと思う。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 3 年 2 月 5 日まで

A社B支社（現在は、C社）に営業担当として勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違している。申立事業所に入社後、昭和 63 年 6 月に業務上の負傷により就労できなくなるまでの期間の給与額は、歩合給が主であったが、四十数万円であったので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額とオンライン記録は一致している上、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、C社は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届及び資格喪失届は残っているが、その他に賃金台帳等の資料は保存されておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員二人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、当時の標準報酬月額についても分からない。」と供述しているほか、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得した際の標準報酬月額が申立人と同額で、かつ、昭和 63 年 10 月以降も同資格が継続していることが確認できる従業員の標準報酬月額を検証したところ、申立人の標準報酬月額は当該従業員の平均額よりもやや高

額で推移しており、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から42年5月30日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

「健康保険、厚生年金保険事業所名簿」によれば、A社は昭和41年8月1日から厚生年金保険の適用事業所に該当することになっており、申立期間のうち同年1月1日から同年7月31日までの期間については、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は申立事業所における従業員数について、約10人から12人であったと供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間のうち、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和41年8月1日以降の期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は3人である上、前述の事業所名簿における「日雇健保適用の有無」欄に「日雇」の表示が確認できるところ、当該表示について、年金事務所では、「A社が日雇健康保険の適用事業所であったことを意味する表示であり、日雇健康保険の被保険者は、厚生年金保険被保険者の資格を取得することはない。」と回答していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人は年金記録の確認に係る同意書を提出していないことから、申立人の個人情報に係る当時の事業主及び申立事業所における従業員等に対す

る調査を行うことができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 4 月 1 日から 26 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、A社B事業所に勤務していた申立期間における被保険者記録の確認ができない。同事業所に勤務していることは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の上司として6人の名前を記憶しており、そのうち、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人のうちの一人が、「申立人は、A社B事業所を退職後、公務員に転職した人で、事務員の一人だった。また、申立人が名前を記憶している上司のうちの男性3人も、A社B事業所に勤務していた。」と供述し、さらに、上記被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人が、申立人が勤務していたと供述していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和 23 年 4 月 1 日であると申し立てているところ、上記の上司（A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる被保険者資格の取得日は昭和 24 年 11 月 3 日で、同事業所に勤務する直前の期間において勤務していたとする事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる被保険者資格の喪失日は同年 11 月 2 日）は、「申立人の勤務期間は不明であるが、私より後の入社である。」と供述し、上記同僚4人のうちの一人は、「私のA社B事業所への入社は昭和 23 年春で、申立人も、その後すぐに勤務し始めた

が、最初の約1年間は同事業所と同一敷地内の別の事業所で勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立期間のうち、23年4月1日から24年11月3日までの期間において、申立人が申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

また、申立人が申立期間直後に共済組合員の資格を取得していることが確認できるC県が提出した履歴用紙（人事記録）には、申立期間について「家事園芸に従事す。」と記載されており、A社B事業所での勤務に係る記載は確認できない。

さらに、上記同僚4人のうちの1人は、「入社した後、数か月間の試用期間があった。」と供述し、別の一人は、「約1年間の臨時雇用の期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる当該同僚らの厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する勤務開始時期が一致していないことから判断すると、事業主は、従業員全員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、適用事業所名簿において、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、当該事業主の親族は、当時の資料は、既に廃棄したと回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、上記同僚のうちの一人が、申立人について「最初の約1年間は同事業所と同一敷地内の別の事業所で勤務していた。」と供述しているところ、当該事業所に係る名称を特定することができず、当該事業所における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除についても確認することができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 1 日から 22 年 4 月 29 日まで

A社B事業所Cに勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時の実家の経済状況は、私が勤務しなければ生活が成り立たない状態だったので、継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、申立期間の始期である昭和 21 年 10 月 1 日にA社B事業所Cにおける厚生年金保険被保険者資格を再度喪失し、22 年 4 月 29 日に同被保険者資格を再々度取得していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再々度取得した時の厚生年金保険被保険者記号番号が、同資格を昭和 20 年 11 月 20 日に取得した時、及び 21 年 8 月 9 日に再度取得した時とは別の番号で払い出されていることが確認できるとともに、申立人は同資格を再度取得した同日において厚生年金保険の第 1 種被保険者であったことが確認できる一方、同資格を再々度取得した 22 年 4 月 29 日においては厚生年金保険の第 3 種被保険者として記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間において、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、当該被保険者台帳における記録は、オンライン記録と符合していることが確認できる。

加えて、法人登記の記録によれば、A社は昭和 44 年 5 月に解散しているこ

とが確認でき、適用事業所名簿によれば、同社B事業所Cは既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び事務担当者も不明である上、申立人が名前を挙げた同僚については、連絡先が確認できず、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立期間当時、A社B事業所Cに係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人から聴取しても、申立人の申立期間における具体的な勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 16 日から同年 11 月ごろまで

A事業所において臨時補充員として勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。人事記録を添付するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事記録及びB社C支社から入手した履歴事項証明書により、申立人は、昭和39年5月16日から同年11月28日までの期間において、A事業所に臨時補充員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立期間後の昭和43年11月1日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所総務担当者は、「具体的な根拠資料は残っていないが、申立期間当時、臨時補充員を厚生年金保険に加入させるか否かは、従業員の選択に任せていたと聞いている。」と回答していることなどから判断すると、従業員が厚生年金保険の加入を希望した場合には、事業所として厚生年金保険の適用事業所に該当する旨の届出等を任意で行っていた事情がうかがえ、B社C支社は、「履歴事項証明により、申立期間当時、申立人がA事業所に在籍していたことは確認できるが、厚生年金保険に加入していたか否かは不明である。臨時補充員に係る厚生年金保険の加入取扱いについての国の所管省からの当時の指示内容等についても不明である。」と回答している上、D共済組合のホームページ中の「ねんきん特別便に関するQ&A」において、共済組合員資格を取得する前の臨時補充員の期間について、「勤務先各事業所の判断及び地域の年

金事務所の指導により厚生年金又は国民年金に加入していた場合もあるようです。」との記載があることなどから判断すると、当時、各事業所においては、必ずしも臨時補充員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人は、臨時補充員であったとする同僚について厚生年金保険の被保険者記録が確認できると主張しているが、当該同僚は、申立人とは別の事業所において勤務していたとしている。

加えて、申立人は、「当時は若かったので、厚生年金保険料の控除に係る記憶は無い。」と供述している上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月ごろから 63 年 5 月ごろまで

申立期間は、それまで勤務していた会社を退職してすぐに、A社に入社し、約1年間勤務した後、同社が休業したため、グループ会社のB社に移籍し、営業職として業務に従事した。

両事業所に勤務している間、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを憶えており、また、B社に勤務していた昭和 62 年 5 月か同年 6 月ごろ、作業中にけがをし、C県D町に所在する病院で健康保険被保険者証を利用して治療を受けたことを記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元事業主が、申立人を記憶していると供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、適用事業所名簿において、B社の前身であったとするE事業所、F事業所及びA社については、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、B社は、平成2年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前述の元事業主は、「B社が、平成2年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当する前に、社員の給与から厚生年金保険料を控除していたことは無い。」と供述しているほか、申立人が同僚等として名前を挙げている者は、いずれも姓のみの記憶であるため、特定できない上、B社に係るオンライ

ン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった平成2年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の者に照会したところ、回答があった一人から、「申立人についての記憶はない。私は、F事業所に勤務した後、B社に継続して勤務しているが、両事業所において、平成2年11月1日より前の期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたということはない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

なお、オンライン記録によると、前述の同僚、元事業主及びグループ会社の経営者だったとする者のいずれも、申立期間については、国民年金の被保険者期間であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 31 日から 38 年 5 月 2 日まで
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

A社（B本社）に昭和 35 年に入社後、同社C支店に異動し、継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年 12 月 31 日にA社（B本社）に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、38 年 5 月 2 日に同資格を再取得するまでの申立期間①、及び 41 年 5 月 1 日にD社に係る被保険者資格を喪失し、42 年 3 月 1 日にA社E本社に係る被保険者資格を取得するまでの申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社C支店に勤務していたと主張しているが、商業登記簿によれば、A社（B本社）は、昭和 41 年 2 月 28 日付けでD社に商号変更されており、適用事業所名簿によれば、A社（B本社）が 36 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同日に新たにA社（B本社）が適用事業所に該当していることが確認でき、41 年 2 月 1 日に、D社に名称変更されていることが確認できるところ、当該期間に申立人と一緒に同社F支店に勤務していたとする同僚二人の供述及び商業登記簿において確認できる同社F支店の所在地と戸籍附票において確認できる申立人の住所が符合していることから判断すると、申立人がA社（B本社）C支店及びD社F支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社C支店及びD社F支店は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、A社（B本社）及びD社は既

に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両事業所の関連会社であるA社（G市）に照会したところ、同社は「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、前述の両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票により、上記の同僚二人についても、申立人と同様に、A社C支店に勤務していたとする申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社（B本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和35年12月31日となっており、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証回収」印が確認できる上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格の取得日は38年5月2日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人と一緒にA社C支店及びA社E本社に勤務していたとする同僚二人の供述及び商業登記簿において確認できるA社C支店の所在地と戸籍附票において確認できる申立人の住所が符合していることから判断すると、申立人がD社F支店及びA社E本社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、D社は、昭和41年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、A社E本社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは42年3月1日であることから、申立期間②において、D社及びA社E本社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、適用事業所名簿によれば、D社及びA社E本社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両事業所の関連会社であるA社（G市）に照会したところ、同社は「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、D社及びA社E本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同様に、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚5人のうち、1人が提出したA社E本社の給与明細書によれば、同社E本社が適用事業所に該当することとなった昭和42年3月分以降の給与明細書では厚生年金保険料が控除されている一方、申立期間②に係る同年1月分及び同年2月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和41年5月1日となっており、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返納済」印が確認できる上、A社E本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険

者資格の取得日は 42 年 3 月 1 日となっており、オンライン記録と一致しているほか、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の D 社に係る離職日についてもオンライン記録と符合していることが確認できる。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 29 日から同年 11 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 35 年 2 月 1 日に入社後、同社C支店において、同年 12 月 30 日に退職するまでの期間において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる複数の同僚、及び勤務内容に係る具体的な申立人の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社C支店に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が保管する社会保険加入台帳に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における上記被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、i) 申立人が名前を挙げた同僚のうち、前述の被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「私は昭和 34 年 4 月に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは入社から約 7 か月後の同年 11 月 1 日と記録されている。」、「私の厚生年金保険被保険者期間は、昭和 34 年 3 月 1 日から同年 11 月 2 日までの期間となっているが、その前後の期間についても勤務していたはずである。」と供述していること、ii) 前述の被保険者名簿により、申立人が入社したとする昭和 35

年2月1日前後に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる被保険者について、申立人と同様に被保険者資格を取得した後に短期間で同資格を喪失し、その後、同資格を再度取得している者が3人認められ、このうち1人は、資格取得日から約1か月後に同資格を喪失し、約2年後に同資格を再度取得していることが確認できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち3人について、前述の被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、すべての従業員について、同社に在籍していたとされるすべての期間において必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、B社に照会したところ、「当時の関連資料が無く、申立人を含めて、当時の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、同僚からも具体的な供述は得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。